



# 『訪問理美容サービス助成事業』 のご案内

在宅で生活している外出困難な要介護者や障がい者を対象に、自宅で訪問理美容サービスを受ける際にかかる出張費を助成します。

## ◆対象者

次のいずれかに該当する方

- ①介護保険の要介護認定で 要介護3～5 と認定された方
- ②重度身体障がい者（身体障害者手帳1級又は2級所持者のうち、視覚、下肢、体幹又は移動機能障害の方）
- ③重度知的障がい者（療育手帳A所持者）

※ただし、施設入所者、入院中の方は対象になりません。

## ◆助成額

1回の利用につき2,000円分の助成券を年間最大4枚交付します。

＜申請月によって助成券の交付枚数が異なります＞

申請月	交付枚数
4月～6月	4枚
7月～9月	3枚
10月～12月	2枚
1月～3月	1枚

1回の利用につき、  
助成券1枚と差額の  
料金をお支払いくだ  
さい。



※助成券の有効期限は発行した年度の年度末までです。

※助成券を紛失した場合、再発行はできません。

## ◆申請方法

対象者①に該当する方は **長寿健康課** へ申請書を提出してください。

対象者②③に該当する方は **地域福祉課** へ申請書を提出してください。

【お問い合わせ】 敦賀市役所 長寿健康課 高齢者福祉係 1階⑪番窓口

電話 0770-22-8124

地域福祉課 障がい福祉推進係 1階⑬番窓口

電話 0770-22-8176

## ◆サービス利用の流れ

### ① 申請書の提出

対象者①に該当する方は長寿健康課へ申請書を提出してください。  
対象者②③に該当する方は地域福祉課へ申請書を提出してください。  
(対象者については表面をご確認ください。)

### ② 助成決定者へ助成券の交付

1人あたり年に助成券4枚(1枚2,000円)を上限に交付します。  
その際、助成決定通知書と理美容店の一覧も同時に交付します。

### ③ 理美容店への申込み

市に登録のある理美容店の一覧から店舗を選び、ご利用者やご家族から直接お申し込みをして、訪問日程等の調整を行ってください。

※お申込みの際は、市の「訪問理美容サービス助成」を利用する旨、お伝えください。

※市に登録した理美容店のみが助成対象となります。詳細は別紙一覧表をご確認ください。

### ④ 訪問理美容サービスの実施

※ご利用者の心身の状態によっては、サービス利用時に介護者による付き添いを必要とする場合があります。

### ⑤ 料金のお支払い

訪問理美容サービスの利用後、理美容店へ助成券1枚と差額の料金をお支払いください。

## ★感染症対策へのご協力のお願い

感染症対策のため、以下の3点についてご協力をお願いいたします。

### ①ご利用者及びそのご家族の検温をお願いします

訪問当日にご利用者及びそのご家族に発熱(37.5度以上)等の症状がみられましたら、理美容店にご連絡いただき、自主的にサービスのキャンセルをしていただきますよう、お願いいたします。

### ②可能な範囲での換気をお願いします

サービス利用前後及び利用時は、窓やドアを開放し、密閉された空間とならないよう、可能な範囲で換気を行っていただきますよう、お願いいたします。

### ③理容・美容師による消毒の実施にご協力ください

必要に応じて、サービス利用前後に理美容師が消毒を行うことがございます。可能な範囲でのご協力をお願いいたします。